

次期三重県国民健康保険運営方針の策定について

国民健康保険の安定的な財政運営並びに県内市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第 82 条の 2 の規定に基づき、県内の国保運営に関する方針である「三重県国民健康保険運営方針（以下、「運営方針」という。）を平成 30 年 3 月に策定しました。

現行の運営方針の対象期間が、令和 5 年度末までであることから、令和 5 年度中に次期運営方針の策定を行います。

1 現行の運営方針期間中の取組状況等について

(1) 現行の運営方針の対象期間

平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間

(2) 主な取組の状況等について（全体版は別紙参照）

●赤字削減・解消の取組、目標年次等

【運営方針の記載】

赤字が発生した市町は、目標年次、削減・解消に向けた取組等を定めた計画を策定して取組を実施し、毎年、その取組状況や改善結果等を連携会議で報告するものとします。赤字削減・解消の目標年次は 5 年以内を基本とします。

【取組状況及び成果・課題】

赤字発生市町数が減少するなど概ね順調に推移していますが、計画どおりに赤字削減が実行されず、計画延長を行った市町が 1 市町あります。

引き続き、赤字削減に向け取り組んでいく必要があります。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
赤字解消計画策定市町数	3 市町	4 市町	3 市町	3 市町	2 市町
うち解消市町数		1 市町		1 市町	

【次期方針における記載の方向性について】

次期運営方針においても、国民健康保険の安定的な財政運営を確保していくために、決算補填等目的の法定外一般繰入が行われないことがないように、引き続き、赤字削減・解消に取り組んでいく旨、記載していきます。

●保険料（税）水準の統一に向けた考え方

【運営方針の記載】

市町が県に納める国保事業費納付金の算定上、医療費水準を段階的に反映しない方向で進めるとともに、医療費の市町間格差の平準化に向け、医療費適正化等の取組を進めます。

【取組状況及び成果・課題】

計画どおり、医療費指数反映係数（ α ）を令和 5 年度納付金の算定から「0」としました。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
医療費反映係数（ α ）	0.7	0.7	0.7	0.5	0.3	0

【次期方針における記載の方向性について】

医療費指数反映係数（ α ）が、令和5年度において「0」となったことから、国の統一の類型では、「納付金算定基礎額ベースの統一」がなされたと言えます。次期運営方針においては、将来的な保険料の完全統一に向けた取組について、「保険料水準の統一に向けた検討」として記載していきます。

● 収納対策

【運営方針の記載】

令和2年度までの目標収納率は、被保険者規模別に4つのグループに区分し、平成28年度収納率に対して一定率を加算する方法により設定しました。令和3年度以降は、現状からの改善を図って全体的な底上げを行うことから、全国標準を目指すこととします。

【取組状況及び成果・課題】

目標収納率の達成市町数が段階的に増加してきているところですが、各グループ単位でみた場合、目標収納率の達成割合に差が生じています。引き続き、全市町において目標収納率の達成に向け、県、市町及び国保連合会で一体となって収納対策強化に取り組む必要があります。

	H30	R1	R2	R3
目標達成市町数	12市町	10市町	13市町	16市町

【次期方針における記載の方向性について】

将来的な保険料の統一に向けては、収納率を高水準で維持していくこと、市町間での収納率格差の縮小が必要となることから、次期運営方針においても、目標収納率を設定し、取組を進めていく旨、記載していきます。

● レセプト点検の充実強化

【運営方針の記載】

保険給付の実施主体は市町であることから、引き続き市町において点検を行います。県においては、レセプト情報等の検索・閲覧が可能となることから、広域的又は医療に関する専門的な見地から市町が行った保険給付の点検を行います。

【取組状況及び成果・課題】

県に配置している医療給付専門指導員による電話相談、市町訪問による点検指導等を通じ、市町が行うレセプト点検を支援しました。今後も、引き続き、市町の取組を支援していく必要があります。

	H30	R1	R2	R3	R4
市町訪問による指導実施市町数	4市町	5市町	2市町	—	4市町

【次期方針における記載の方向性について】

国民健康保険事業実施状況報告書によるレセプト点検の財政効果（被保険者一人当たりの効果額）を見ると、平成29年度の1,907円に対し、平成30年度～令和2年度の平均額が2,103円であり一定上昇しているものの、平成30年度を除き、全国平均より低い状態が続いています。

次期運営方針においても、市町、国保連合会、県の連携を強化し、取り組んでいく旨、記載していきます。

●医療費の適正化に向けた取組

【運営方針の記載】

市町は、医療費適正化への取組を積極的に進めることとします。県は、先進的な取組事例を収集・情報提供など支援を行います。

【取組状況及び成果・課題】

保険者努力支援制度の評価結果において、全国下位にとどまっている、特定保健指導実施率等の取組について向上を図っていく必要があります。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
保険者努力支援制度(市町村分)の全国順位の推移	24位	19位	32位	34位	32位	29位

【次期方針における記載の方向性について】

次期運営方針においても、保険者努力支援制度、保険者取組支援事業をとおり、医療費適正化の取組を進めていく旨、記載していきます。

●広域的及び効率的な運営による事務の軽減

【運営方針の記載】

各市町が行う事務処理等について、個別に行うよりも複数の保険者にて共同して実施することにより、広域化・効率化が図れるものを検討し、実現可能なものから取り組むこととします。

【取組状況及び成果・課題】

保険料収納共同コールセンター等の取組を各市町において推進し、徐々に設置市町数を増やしてきています。引き続き、医療費適正化業務など共同実施の検討項目として掲げられている取組について、国保連合会と連携し、検討を進めていく必要があります。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
保険料収納共同コールセンター実施市町数	6市町	6市町	6市町	7市町	8市町

【次期方針における記載の方向性について】

次期運営方針においても、国保連合会と連携して、事務の共同化・効率化に取り組んでいく旨、記載していきます。

●国保データベース（KDB）システムの活用

【運営方針の記載】

県は情報基盤の活用により、市町における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。

【取組状況及び成果・課題】

令和2年度から全市町（29市町）を訪問して支援を実施しています。今後も引き続き、必要な助言及び支援を行っていく必要があります。

【次期方針における記載の方向性について】

次期運営方針においては、「第6章 医療費の適正化の取組」に移行のうえ、記載していきます。

●関係市町相互間の連絡調整

【運営方針の記載】

連携会議を設置し、運営方針に基づく取組の進捗状況等を定期的に把握するとともに、意見交換や協議を行う。連携会議の下、引き続き国保財政運営部会、事務標準化・収納率向上部会及び医療費適正化部会を設置し、課題検討や実務調整を行います。

【取組状況及び成果・課題】

連携会議や各作業部会の開催により、意見交換や協議を実施しました。引き続き、市町、国保連等関係機関との連携のもと、国保事業の安定的かつ円滑な運営を行っていく必要があります。

	三重県市町国保広 域化等連携会議	国保財政運営 部会	事務標準化・収 納率向上部会	医療費適正化 部会
開催回数	16回	12回	11回	8回

【次期方針における記載の方向性について】

次期運営方針においても引き続き、記載していきます。

2 次期運営方針の骨子案について

(1) 次期運営方針の対象期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

(2) 次期運営方針骨子案について（現行運営方針からの主な変更点）

- 第2章中、将来的な保険料水準の統一に向けた取組等について、第2節の名称を「保険料水準の統一に向けた検討」と変更のうえ、記載していきます。
- 第3章中、激変緩和措置が終了することから、第5節「激変緩和措置」を削除します。
- 第8章中、第1節「地域包括ケアの推進」と第3節「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を統合のうえ、「保健医療サービス・福祉サービス等との連携」として記載していきます。
- 第8章中、第2節「国保データベース（KDB）システムの活用」に記載の取組について、整理のうえ第6章へ移行し、第2節「医療費の適正化に向けた取組」において、記載していきます。

(3) 次期運営方針のポイント

●保険料水準の統一について

- ・国は、「将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指す」としており、次期運営方針期間は、保険料水準の平準化に向けた取組を一段と加速化させるための期間と位置づけ、「保険料水準の平準化に関する事項」を運営方針の必須記載事項としました。
- ・保険料水準の統一の類型は、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」と、各市町の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金算定基礎額ベースの統一」の大きく2つに分けられます。三重県では、令和5年度の納付金算定において医療費反映係数（ α ）を「ゼロ」としていることから、「納付金算定基礎額ベースの統一」がなされていると言えます。
- ・現行の三重県国民健康保険運営方針では、「将来的な統一をめざして段階的に進める」としており、次期運営方針では、「納付金算定基礎額ベースの統一」から「完全統一」へ向け、三重県における統一の定義や目標期間などについて記載していきます。
- ・併せて、保険料水準の統一に向けた取組を計画的・段階的に行っていくため、今後の進め方、方針、達成時期等を取りまとめたロードマップを作成します。

●その他

- ・国民健康保険法の改正により、「医療費適正化の取組」、「市町が担う事務の広域的及び効率的な運営」が必須記載事項（※）とされるとともに、次期運営方針に記載する財政見通しについては、運営方針と同時に策定する「第4次三重県医療費適正化計画」の国民健康保険の医療費見込みを用いることが望ましいとされました。

（※）本県においては、現行の運営方針において記載済み

(4) 策定スケジュール案

令和5年

6月～7月

第1回連携会議での検討
第1回運営協議会における審議

8月

第2回連携会議での検討

～9月

中間案の素案策定

10月～12月

第3回連携会議での検討
第2回運営協議会における審議
県議会常任委員会における審議
中間案にかかるパブリックコメントの実施

令和6年

～2月

中間案への意見を反映した最終案の策定

3月

第4回連携会議での検討
第3回運営協議会における審議
県議会常任委員会における審議
次期運営方針の策定